

未来への一票

18歳になったら

今度の参議院議員通常選挙から選挙制度が変わります

平成27年6月に70年ぶりに選挙年齢が引き下げられ、今度の参議院議員通常選挙から18歳以上の方が投票できるようになります。また、参議院選挙区選出議員の選挙では、今回から、徳島県と高知県との合同選挙区による選挙となります。

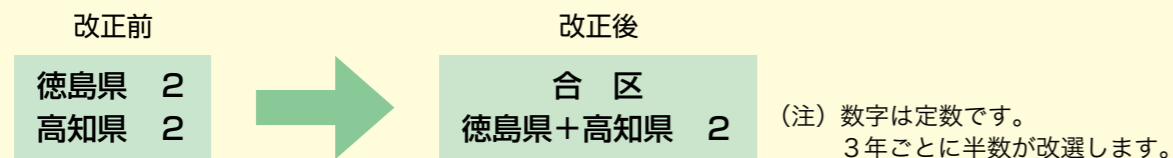
■ 選挙年齢の引き下げ（18歳選挙権）

将来を担う若い世代の声をこれまで以上に政治に取り入れるために、選挙権年齢が20歳以上から、満18歳以上に引き下げられました。

今回の参議院議員選挙で、市内46投票所のうち一部の投票所において、投票立会人に1人の新有権者（18歳・19歳）を選任する予定です。

■ 徳島・高知合区

参議院議員選挙区選出議員の選挙区および定数が変更され、徳島県と高知県は、合区の選挙区となり、定数4人から2人となりました。



選挙に行こう！

第24回参議院議員通常選挙が行われます

■ 投票日時

7月10日(日) 〈伊島投票区は9日(土)〉
7:00~20:00

(ただし、大井・大田井・阿瀬比・新野西・福井上分・蒲生田・後・椿泊は19:00まで)

■ 期日前投票

日時 **7月9日(土)まで** (ただし、伊島投票区は8日(金)まで)
8:30~20:00

場所 ひまわり会館1階 ロビー

みんなで徹底しよう「三ない運動」



選挙



Q1 今年の春、市外へ引っ越したけどどこで投票するの？

A1 選挙は、原則として住民票のある市区町村で行います。しかし、この春に引っ越した場合、今度の参議院議員通常選挙は、新住所地で投票できない可能性があります。その場合は、旧住所地に3カ月以上住んでいれば、旧住所地で投票ができます。

Q2 旧住所地に行けない場合、どうしたらいいの？

A2 選挙期間中に旧住所地に行けない場合は、不在者投票制度によって投票できます。

Q3 実際に参議院議員通常選挙の投票所に行ったら、どういう手順で投票したらいいの？

A3 受付で入場券を出すと、選挙人名簿に載っている本人かの確認を受けます。確認が終わると、最初に「選挙区」の投票用紙を手渡されます。

「選挙区」では、当選させたい「候補者の名前」を書き、「選挙区」の投票箱に投函してください。

次に「比例代表」の投票用紙を手渡されます。「比例代表」では、当選させたい「候補者の名前」か「政党の名前」を書き、「比例代表」の投票箱に投函してください。

なお候補者等の名前は、投票所の投票記載所でも確認することができます。

Q4 投票所入場券を持参しなければ、投票できないの？

A4 入場券は持参すればスムーズに投票を行うメリットがありますが、持っていないなくても投票できます。

Q5 投票日に旅行に行く予定で投票に行けないけどどうしたらいいの？

A5 投票日に仕事やレジャー、買い物等の事由で投票に行けない場合は期日前投票制度があり、期日前投票ができる期間は、公示日(告示日)の翌日から投票日の前日までです。投票の方法で、投票日と違うところは、受付で宣誓書に必要事項を記入しなければなりません(注)。(注)口投票に行けない事由等を記入。印鑑不要。

Q6 インターネットを使った選挙運動はできるの？

A6 平成25年より、インターネットを使用した選挙運動が一部できるようになりました。

・有権者は、ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画継ぎサイト等)を利用した選挙運動ができますが、電子メールを利用した選挙運動は、引き続き禁止されています。

・候補者、政党等は、ウェブサイト等および電子メールを利用した選挙運動ができます。

・公示日(告示日)前の事前運動や18歳未満の者の選挙運動は、これまでと同様に禁止されています。

Q7 投票は満18歳からできると聞きました。いつまでに誕生日を迎えていれば、投票できるの？

A7 満18歳以上かどつかの算定は、投票日時点において行うこととされており、投票日の翌日(満18歳の誕生日である人まで選挙権を有しています。ただし、選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されている必要があります。

問い合わせは

選挙管理委員会事務局 (022-3791) へ